

第1章 策定に当たって・・・旧

1 計画策定の趣旨

当市は、上越市第6次総合計画に基づき、「誰もが生涯を通じてこころと体の健やかさを保てる環境の整った、安心して自分らしく暮らせるまちづくり」に向けた取組を進めてきました。

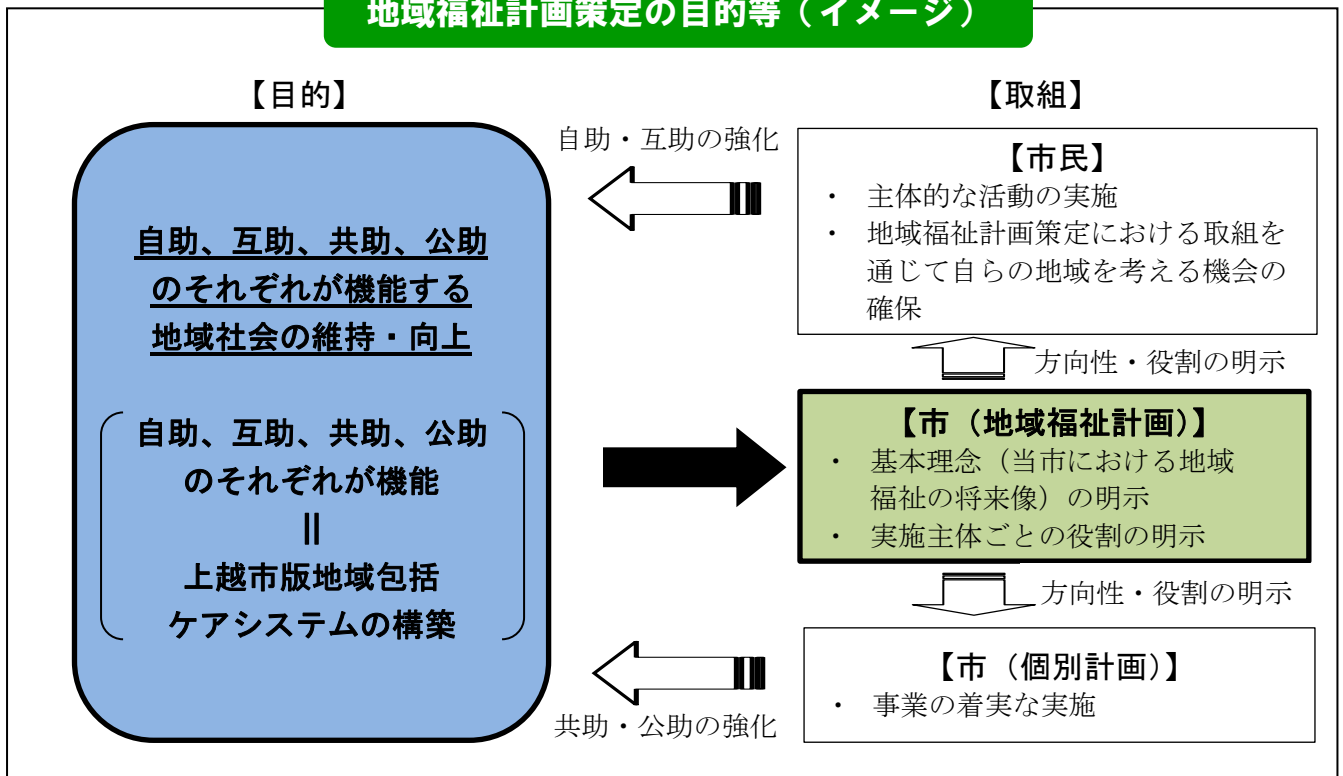
少子化と高齢化が急速に進展する今日、自分らしく暮らせるまちづくりを更に進めるために、「自助、互助、共助、公助」のそれぞれが機能する地域社会の維持・向上に取り組んでいくことが重要となっています。

こうした認識の下、市では、高齢者を対象に自助、共助、公助に加え、地域住民の皆さんの互助による地域支え合い体制による支援など、地域包括ケアシステムを推進しているところであり、今後この取組を更に拡充し、障害のある人や子ども、子育て中の人などにも対象を広げ、「上越市版地域包括ケアシステム」の構築を進めていくこととしています。

また、社会全体で支え合う取組を安定的に継続させていくためには、地域住民の皆さん等が自らの地域に思いを持ちながら、主体的に活動することも必要となってきます。

地域福祉計画は、地域においてこれらの主体的な活動が円滑に行われるよう、また、当市における地域福祉の将来像も明らかにしながら、策定するものです。

地域福祉計画策定の目的等（イメージ）



（本計画における「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の定義）

自助：自ら働いて、又は自らの年金収入等により、生活を支え、健康を維持すること

互助：近隣の助け合いやボランティア等

共助：社会保険のような制度化された相互扶助

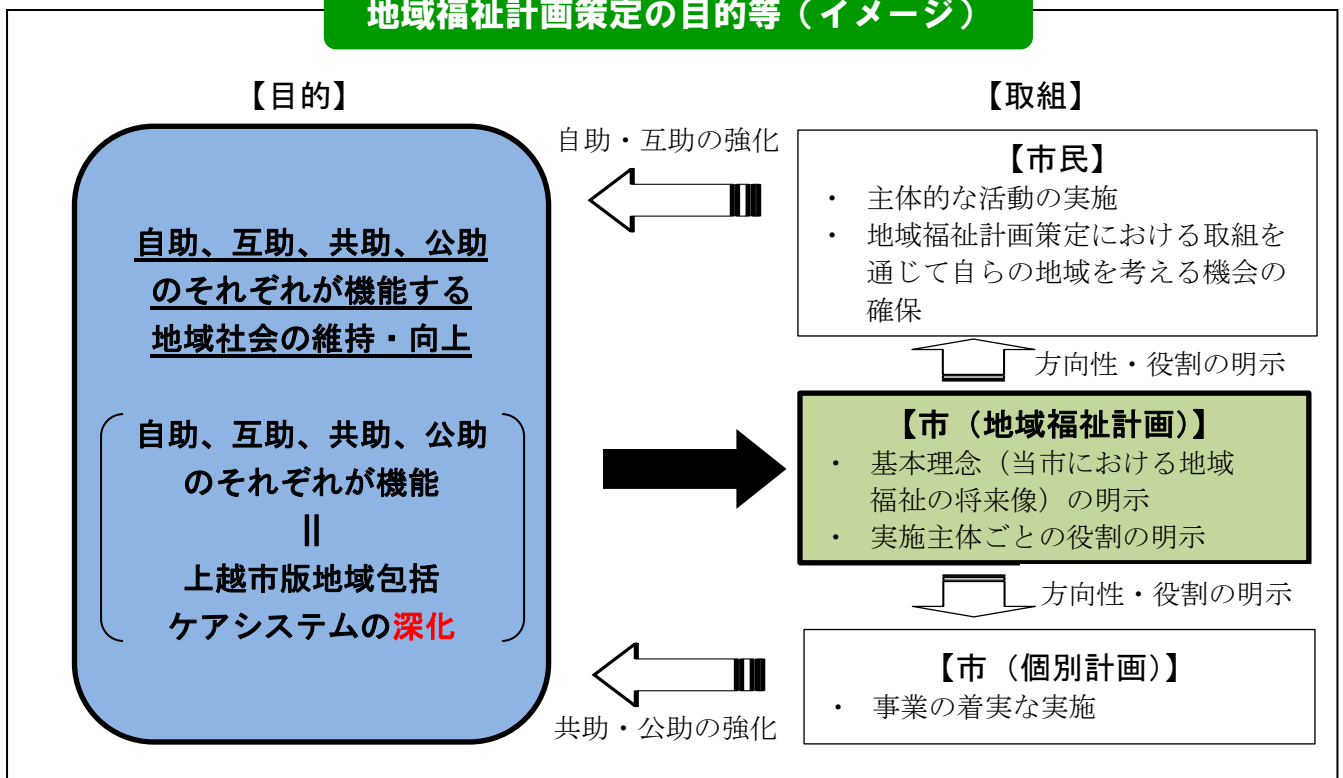
公助：自助・互助・共助では対応できない困窮等の状況に対し、所得や生活水準・家庭状況等の受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う社会福祉等

第1章 策定に当たって・・・新

1 計画策定の趣旨

- 当市は「第7次総合計画」の将来都市像に「暮らしやすく、希望あふれるまち 上越」を掲げ、まちの多彩な魅力や人々の共助の精神を身近に感じる中で、誰もが自らの生き方、暮らし方、働き方に安心感や満足感を実感できるよう、市民の暮らしの質を着実に高めていくための様々な取組を推進しています。
- 人口減少と少子高齢化の進行に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や自然災害の頻発化・激甚化、デジタル化の進展など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。
- このように目まぐるしく変化する社会情勢の中、将来都市像の実現にあたっては、行政等による「公助、共助」のみでは限界があり、市民や地域による「自助、互助」の取組が非常に重要となっています。
- 地域福祉計画は、行政における上越市版地域包括ケアシステムの**深化**をはじめとする取組や地域住民の皆様一人一人が地域の課題を我が事ととらえ、主体的に活動することをもって地域福祉の将来像を明らかにしながら第7次総合計画で掲げる「暮らしやすく、希望あふれるまち 上越」を目指すものです。

地域福祉計画策定の目的等（イメージ）



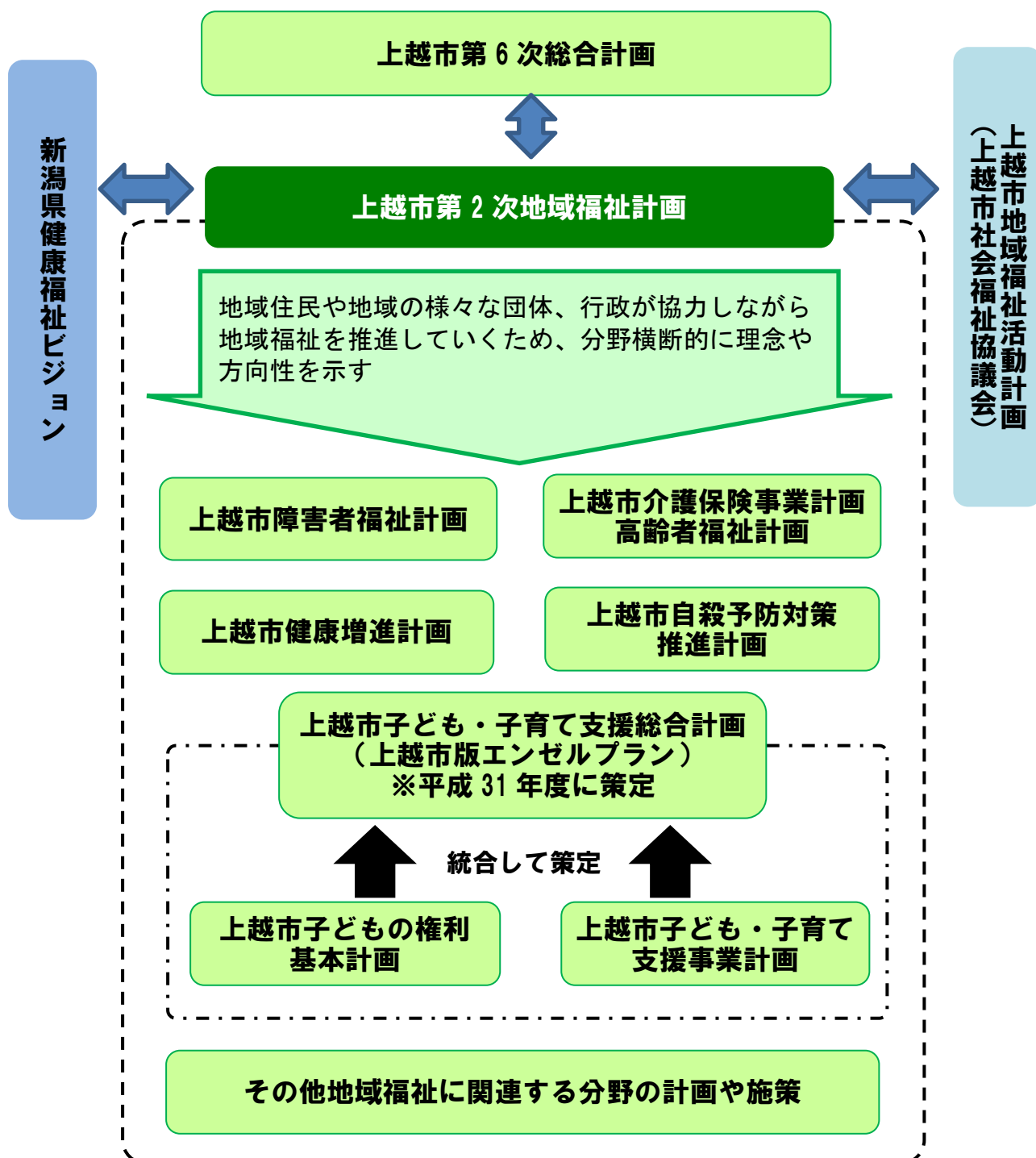
（本計画における「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の定義）

- 自助：自ら働いて、又は自らの年金収入等により、生活を支え、**健康維持のため健診を受けるなど自発的に自身の生活課題を解決すること**
- 互助：近隣の助け合いやボランティア等
- 共助：社会保険のような制度化された相互扶助
- 公助：自助・互助・共助では対応できない困窮等の状況に対し、所得や生活水準・家庭状況等の受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う社会福祉等

2 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が策定する市町村地域福祉計画です。市政運営の最上位計画である「上越市第 6 次総合計画」並びに「新潟県健康福祉ビジョン」との整合を図りながら、「上越市健康増進計画」や「上越市障害者福祉計画」など、当市の健康福祉に関連する各種計画を包含するとともに、福祉関係施策を総合的に推進するための理念計画として位置付けるものです。

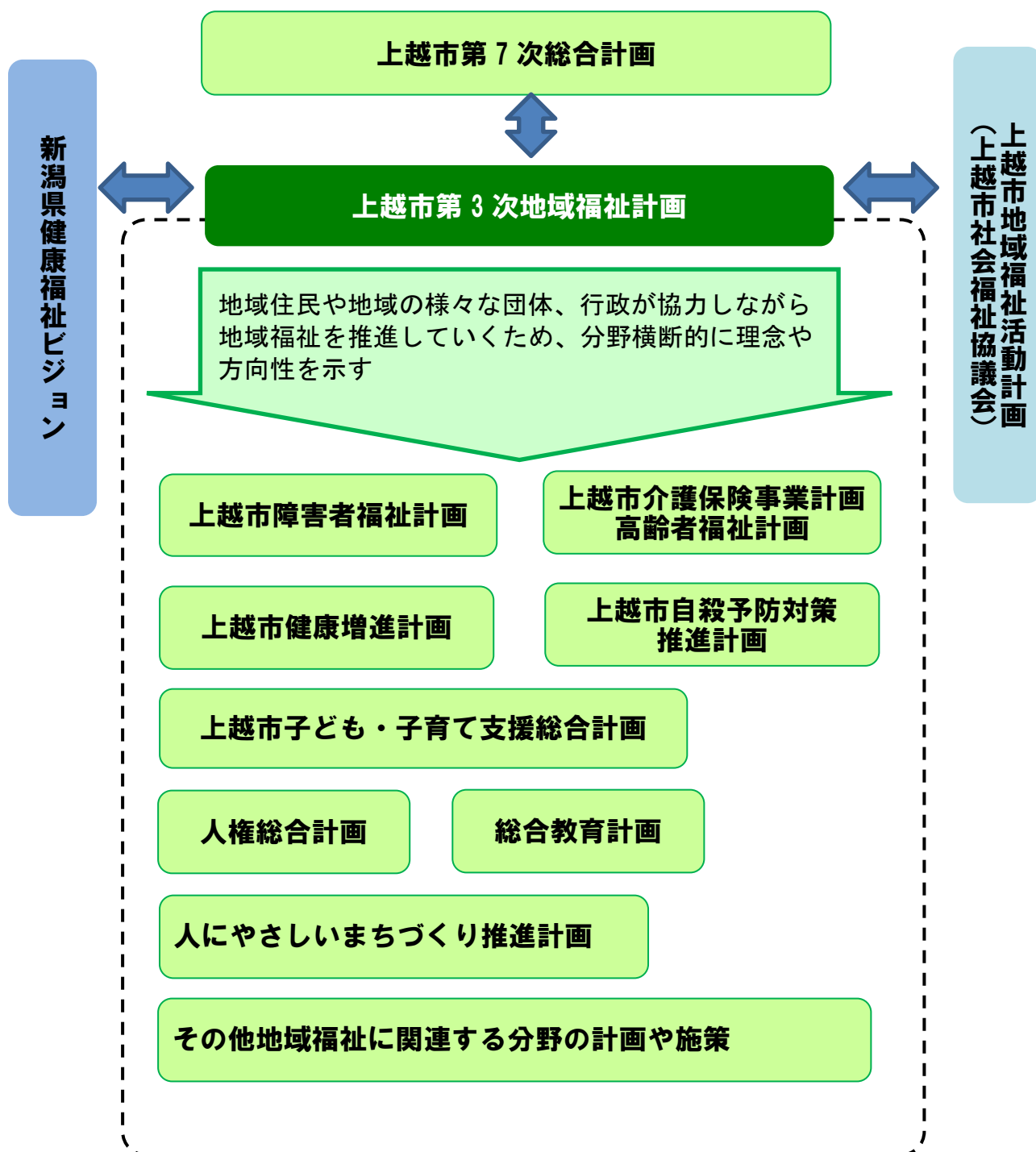
【各計画の関係性（イメージ）】



2 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が策定する市町村地域福祉計画です。市政運営の最上位計画である「上越市第 7 次総合計画」並びに「新潟県健康福祉ビジョン」、「上越市地域福祉活動計画」との整合を図りながら、「上越市健康増進計画」や「上越市障害者福祉計画」など、当市の健康福祉に関連する各種計画を包含するとともに、福祉関係施策を総合的に推進するための理念計画として位置付けるものです。

【各計画の関係性（イメージ）】



3 計画策定の経緯

当市は、平成 19 年 3 月に上越市地域福祉計画（対象期間：平成 19 年度から平成 23 年度まで）を策定する一方で、具体的な事業の推進を、それぞれ上越市健康増進計画や上越市障害者福祉計画などの個別計画に委ねてきたことから、これまで計画の改定は行わず、現在に至っています。

こうした中、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）により、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の一部が改正され、市町村においては、平成 30 年度から地域福祉計画の策定が努力義務化されました。

また、国は、「地域共生社会」の実現を提唱しており、市町村には地域住民や関係機関が積極的に関わり合うなど、地域における支え合い体制の強化が求められています。

このような背景を踏まえ、当市においては、健康福祉分野に関連する各種施策や計画を総合的に推進するため、分野横断的な検討を進めながら、上越市地域福祉計画を改めて策定することとしました。

なお、前回の計画策定から 12 年が経過する中で、社会情勢も大きく変化している状況を踏まえ、新たな上越市地域福祉計画は、今後の計画の管理を容易なものとするため、名称等を次のとおり整理した上で、新たに策定することとします。

策定年月	計画期間	名称
平成 19 年 3 月	平成 19 年度～平成 23 年度	上越市第 1 次地域福祉計画
—	平成 24 年度～平成 30 年度	各種個別計画
平成 31 年 3 月	平成 31 年度～平成 34 年度	上越市第 2 次地域福祉計画

（参考）地域共生社会とは

国では、『制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会』であると示しています。

4 計画策定の体制

本計画の策定に当たり、学識経験者、公募による市民、福祉団体・福祉事業関係者、医療関係者、その他諸団体の関係者、教育関係者、関係行政機関の職員で構成する「上越市地域福祉計画策定委員会」を設置し、議論を進めるとともに、市の関係部署と検討・調整を行いました。

5 計画期間

計画期間は、平成 31 年度から平成 34 年度までの 4 年間とし、平成 34 年度に次期計画策定のための見直しを行います。

なお、必要に応じて計画期間中であっても、見直しを行います。

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
上越市総合計画	第5次総合計画 (平成19年度～平成26年度)								第6次総合計画 (平成27年度～平成34年度)							
地域福祉に関する計画等	第1次計画 (平成19年度～平成23年度)				各種個別計画(上越市健康増進計画等) (平成24年度～平成30年度)						第2次計画 (平成31年度～平成34年度)					

3 計画策定の体制

本計画の策定に当たり、学識経験者、公募による市民、福祉団体・福祉事業関係者、医療関係者、その他諸団体の関係者、教育関係者、関係行政機関の職員で構成する「上越市地域福祉計画策定委員会」を設置し、議論を進めるとともに、市の関係部署と検討・調整を行いました。

4 計画期間

計画期間は、令和5年度から令和8年度までの4年間とし、令和7年度に次期計画策定のための見直しを行います。

なお、必要に応じて計画期間中であっても、見直しを行います。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
上越市総合計画	第5次総合計画 (平成19年度～平成26年度)			第6次総合計画 (平成27年度～平成34年度)								第7次総合計画 (令和5年度～令和12年度)			
地域福祉に関する計画等	各種個別計画(上越市健康増進計画等) (平成24年度～平成30年度)							第2次計画 (平成31年度～令和4年度)				第3次計画 (令和5年度～令和8年度)			

6 計画における実施主体ごとの主な役割等

地域福祉の主体となる地域住民や関係機関、行政がそれぞれの特徴を生かしながら役割を果たし、地域福祉の推進に連携して取り組んでいくことが重要になってきます。

(1) 市

区分	主な役割
市	<ul style="list-style-type: none"> 福祉に関わる人材の確保・育成や福祉サービスの基盤整備を進めること。 市民が困り事がある場合のほか、児童・障害者・高齢者の虐待などを発見した場合に早期に適切な支援を行うこと。 近所の人や民生委員・児童委員、主任児童委員、行政などに助けを求めることができるよう、広報上越などの媒体やすこやかサロンなどの機会を通じて、市民意識の向上を図ること。 地域住民の福祉に対するニーズや課題を的確に把握しながら、関係機関と連携し、地域の実情に応じた地域福祉活動の企画や実施に取り組むこと。 地域福祉計画等に基づき、計画的な地域福祉の推進を図ること。

(2) 関係機関

区分	期待される主な役割
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> サービスの受け手としてだけでなく、自らが地域福祉等の担い手という意識を持ち、ボランティアや町内会活動などに積極的に参加すること。 日頃からの近所付き合いなどを通じて、困りごとを抱えている人を発見し、必要に応じて民生委員・児童委員、主任児童委員や行政などにつなぐこと。
住民組織・ボランティア組織等	<ul style="list-style-type: none"> 地域における様々な活動を通じて、地域福祉の向上を図ること。 福祉活動に興味のある人の受け皿となり、その活動を通じて地域社会に積極的に参画すること。
町内会	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員、主任児童委員と連携しながら、住民と行政、関係機関のつなぎ役を担うこと。 自主防災組織（町内会等）が協力し、災害発生時には避難行動要支援者の支援を行うこと。
民生委員・児童委員、主任児童委員	<ul style="list-style-type: none"> 住民の立場に立った相談・援助を通して地域福祉の推進を図ること。 住民と行政、関係機関のつなぎ役として、住民のニーズや課題を把握し、行政に対して必要な提言を行うこと。
学校等	<ul style="list-style-type: none"> 次代を担う子どもたちが福祉に触れる機会を増やし、他人を思いやり、支え合うという意識を育てることで、地域福祉活動に主体性を持って参画できる子どもを育む教育を推進すること。
福祉事業者	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令を遵守し、地域ニーズの把握に努め、利用者の立場に立った福祉サービスを提供すること。 専門技術や人的資源を生かし、福祉サービスの更なる質の向上を図ること。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 地域において、住民に密着した地域福祉活動を推進する中心団体として、福祉活動への住民参加を呼び掛けるとともに、関係機関と連携して地域の個性を生かしたまちづくりを推進すること。 行政と連携を密にしながら、地域福祉活動計画に基づき、住民のニーズに応える質の高い福祉サービスを提供すること。

5 計画における実施主体ごとの主な役割等

地域福祉の主体となる地域住民や関係機関、行政がそれぞれの特徴を生かしながら役割を果たし、地域福祉の推進に連携して取り組んでいくことが重要になってきます。

(1) 市

区分	主な役割
市	<ul style="list-style-type: none"> 福祉に関わる人材の確保・育成や福祉サービスの基盤整備を進めること。 市民が困り事がある場合のほか、児童・障害者・高齢者の虐待などを発見した場合に早期に適切な支援を行うこと。 近所の人や民生委員・児童委員、主任児童委員、行政などに助けを求められることができるよう、広報上越などの媒体やすこやかサロンなどの機会を通じて、市民意識の向上を図ること。 地域住民の福祉に対するニーズや課題を的確に把握しながら、関係機関と連携し、地域の実情に応じた地域福祉活動の企画や実施に取り組むこと。 地域福祉計画等に基づき、計画的な地域福祉の推進を図ること。

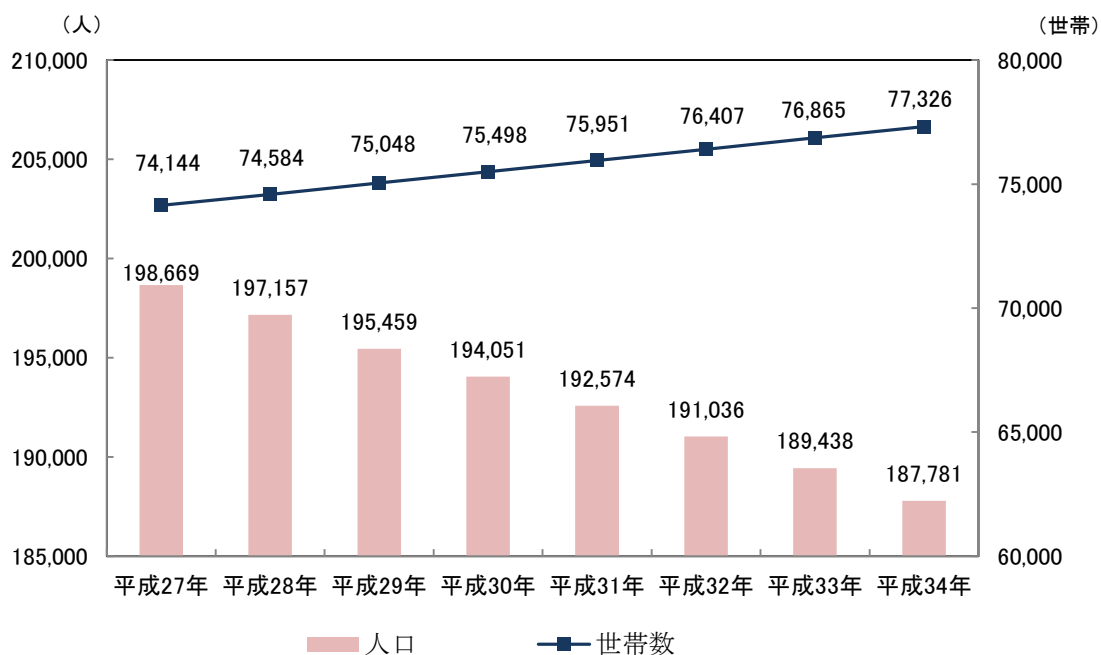
(2) 関係機関

区分	期待される主な役割
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> サービスの受け手としてだけでなく、自らが地域福祉等の担い手という意識を持ち、ボランティアや町内会活動などに積極的に参加すること。 日頃からの近所付き合いなどを通じて、困りごとを抱えている人を発見し、必要に応じて民生委員・児童委員、主任児童委員や行政などにつなぐこと。
住民組織・ボランティア組織等	<ul style="list-style-type: none"> 地域における様々な活動を通じて、地域福祉の向上を図ること。 福祉活動に興味のある人の受け皿となり、その活動を通じて地域社会に積極的に参画すること。
町内会	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員、主任児童委員と連携しながら、住民と行政、関係機関のつなぎ役を担うこと。 自主防災組織（町内会等）が協力し、災害発生時には避難行動要支援者の支援を行うこと。
民生委員・児童委員、主任児童委員	<ul style="list-style-type: none"> 住民の立場に立った相談・援助を通して地域福祉の推進を図ること。 住民と行政、関係機関のつなぎ役として、住民のニーズや課題を把握し、行政に対して必要な提言を行うこと。
学校等	<ul style="list-style-type: none"> 次代を担う子どもたちが福祉に触れる機会を増やし、他人を思いやり、支え合うという意識を育てることで、地域福祉活動に主体性を持って参画できる子どもを育む教育を推進すること。
福祉事業者	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令を遵守し、地域ニーズの把握に努め、利用者の立場に立った福祉サービスを提供すること。 専門技術や人的資源を生かし、福祉サービスの更なる質の向上を図ること。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 地域において、住民に密着した地域福祉活動を推進する中心団体として、福祉活動への住民参加を呼び掛けるとともに、関係機関と連携して地域の個性を生かしたまちづくりを推進すること。 行政と連携を密にしながら、地域福祉活動計画に基づき、住民のニーズに応える質の高い福祉サービスを提供すること。

第2章 上越市の状況

1 人口・世帯数の推移と推計

- 当市の人口は、長期的に減少傾向が続いており、本計画が終了する平成34年には、約18万7千人となる見込みです。
- 当市全体の世帯数は、核家族化など家族の在り方の変化に伴い、増加傾向が続いており、今後もこの傾向は続くものと予想されます。



区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年
人口	198,669	197,157	195,459	194,051	192,574	191,036	189,438	187,781
世帯数	74,144	74,584	75,048	75,498	75,951	76,407	76,865	77,326

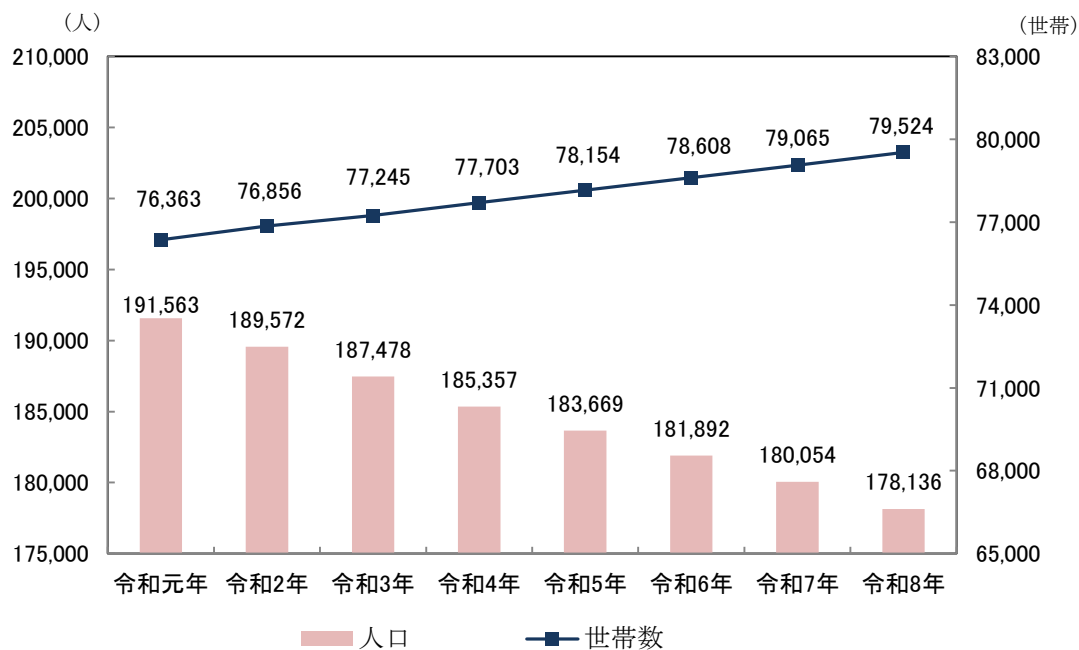
※平成27年～平成29年は外国人住民を含む住民基本台帳の数値（各年10月1日現在）

※平成30年以降は、人口については、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口の計算方法に準じて推計。世帯数については、平成27年～平成29年の増加率を前年度の数値に乗じて推計（四捨五入）

第2章 上越市の状況

1 人口・世帯数の推移と推計

- 当市の人口は、長期的に減少傾向が続いており、本計画が終了する令和8年には、約17万7千人となる見込みです。
- 当市全体の世帯数は、核家族化など家族の在り方の変化に伴い、増加傾向が続いており、今後もこの傾向は続くものと予想されます。



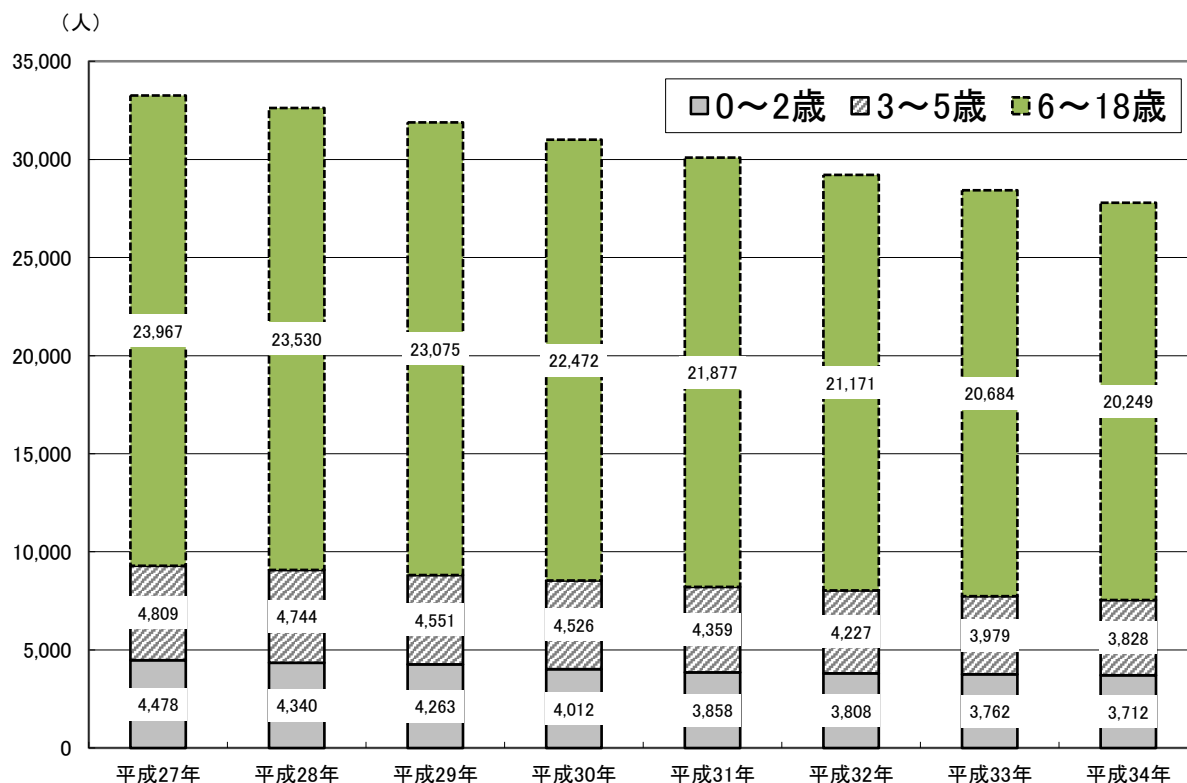
区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
人口	191,563	189,572	187,478	185,357	183,669	181,892	180,054	178,136
世帯数	76,363	76,856	77,245	77,703	78,154	78,608	79,065	79,524

※令和元年～令和4年は外国人住民を含む住民基本台帳の数値（各年10月1日現在）

※令和5年以降は、人口については、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口の計算方法に準じて推計。世帯数については、令和2年～令和4年の増加率を前年度の数値に乗じて推計（四捨五入）

2 児童数の推移と推計

- 当市においては少子化が進展しており、0～2歳、3～5歳、6～18歳のいずれの児童人口においても、年々減少傾向にあります。今後もこの傾向は続くものと見込んでいます。



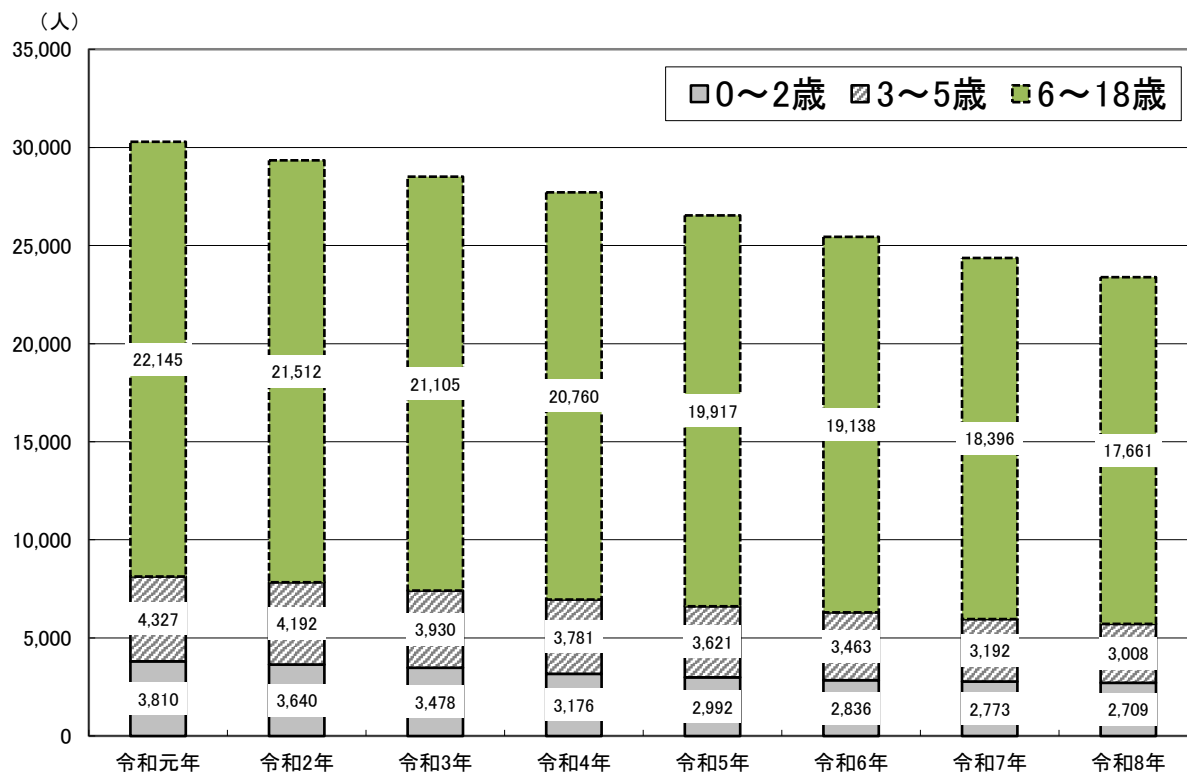
区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	
児童人口 (0歳～18歳)	33,254	32,614	31,889	31,010	30,094	29,206	28,425	27,789	
前年比較増減		△ 594	△ 640	△ 725	△ 879	△ 916	△ 888	△ 781	△ 636
内訳	0歳～2歳	4,478	4,340	4,263	4,012	3,858	3,808	3,762	3,712
	3歳～5歳	4,809	4,744	4,551	4,526	4,359	4,227	3,979	3,828
	6歳～18歳	23,967	23,530	23,075	22,472	21,877	21,171	20,684	20,249

※平成27年～平成29年は外国人住民を含む住民基本台帳の数値（各年10月1日現在）

※平成30年以降は、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口の計算方法に準じて推計

2 児童数の推移と推計

- 当市においては少子化が進展しており、0～2歳、3～5歳、6～18歳のいずれの児童人口においても、年々減少傾向にあります。今後もこの傾向は続くものと見込んでいます。



区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	
児童人口 (0歳～18歳)	30,282	29,344	28,513	27,717	26,530	25,437	24,361	23,378	
前年比較増減		△ 768	△ 938	△ 831	△ 796	△ 1,187	△ 1,093	△ 1,076	△ 983
内訳	0歳～2歳	3,810	3,640	3,478	3,176	2,992	2,836	2,773	2,709
	3歳～5歳	4,327	4,192	3,930	3,781	3,621	3,463	3,192	3,008
	6歳～18歳	22,145	21,512	21,105	20,760	19,917	19,138	18,396	17,661

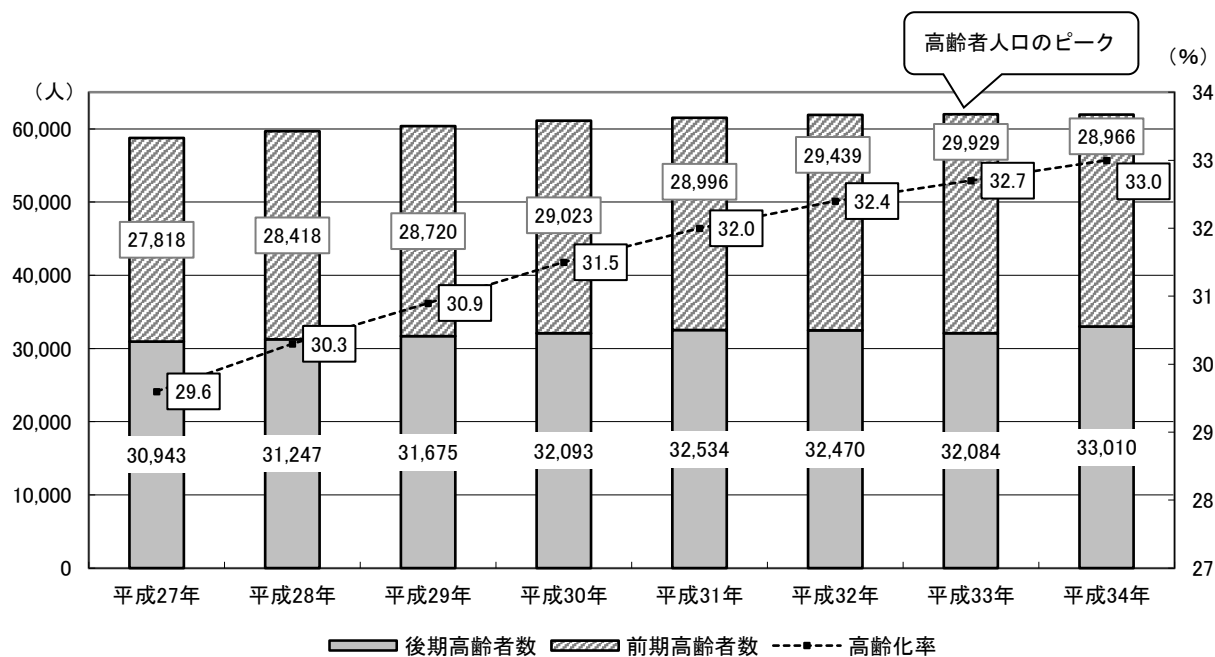
※令和元年～令和4年は外国人住民を含む住民基本台帳の数値（各年10月1日現在）

※令和5年以降は、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口の計算方法に準じて推計

3 高齢者人口等の推移と推計

(1) 高齢者人口の推移と推計

- 65 歳以上の高齢者人口については、団塊の世代が 65 歳に到達する平成 28 年までは急速に増加していましたが、平成 30 年以降は緩やかに増加し、平成 34 年前後からは減少に転じると見込んでいます。
- 高齢化率は年々増加傾向にあり、今後も緩やかに進行するものと見込んでいます。



区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年
総人口	198,669	197,157	195,459	194,051	192,574	191,036	189,438	187,781
高齢者人口	58,761	59,665	60,395	61,116	61,530	61,909	62,013	61,976
前期高齢者 (65~74歳)	27,818	28,418	28,720	29,023	28,996	29,439	29,929	28,966
前年比較増減	△ 888	600	302	303	△ 27	443	490	△ 963
後期高齢者 (75歳以上)	30,943	31,247	31,675	32,093	32,534	32,470	32,084	33,010
前年比較増減	△ 329	304	428	418	441	△ 64	△ 386	926

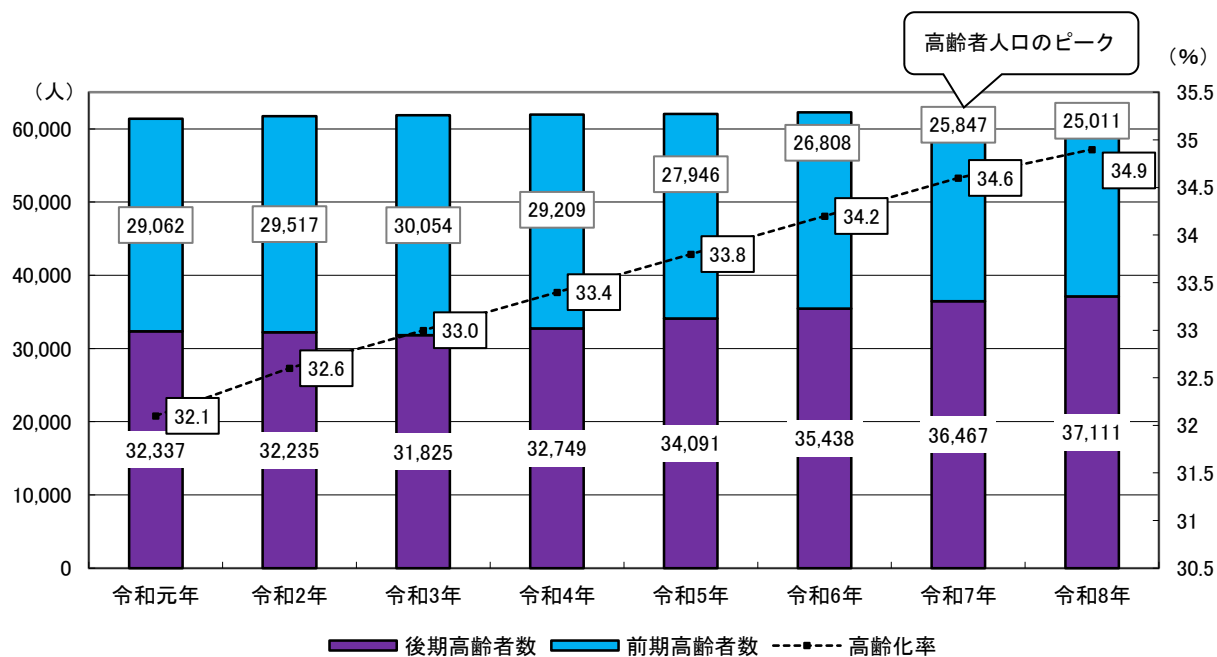
※平成 27 年～平成 29 年は外国人住民を含む住民基本台帳の数値 (各年 10 月 1 日現在)

※平成 30 年以降は、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口の計算方法に準じて推計

3 高齢者人口等の推移と推計

(1) 高齢者人口の推移と推計

- 65歳以上の高齢者人口については、令和7年をピークに緩やかに減少するものと見込んでおりますが、75歳以上の後期高齢者人口については増加が続きます。
- 高齢化率は年々増加傾向にあり、今後も緩やかに進行するものと見込んでいます。



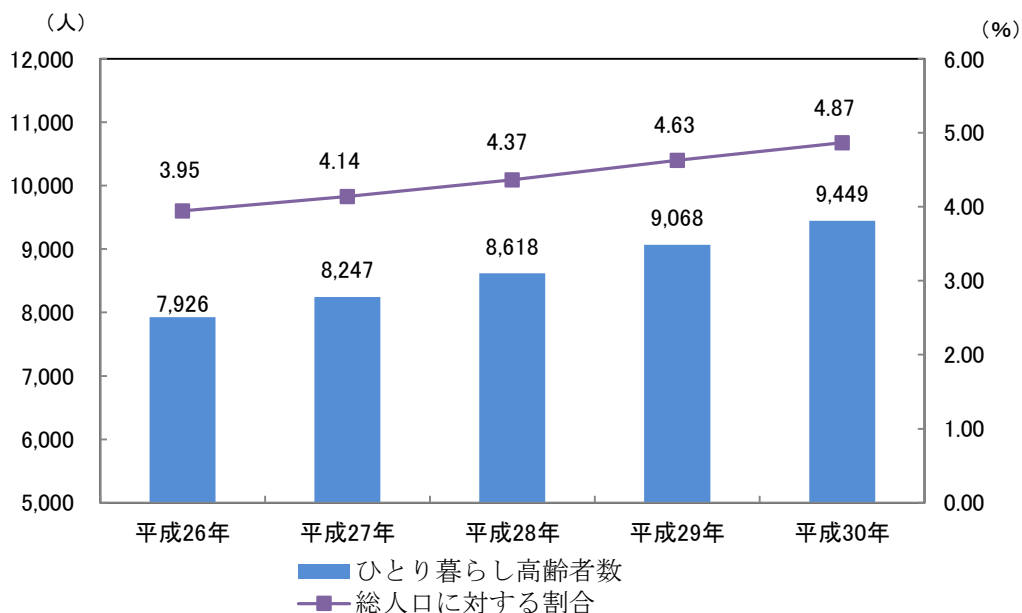
区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
総人口	191,563	189,572	187,478	185,357	183,669	181,892	180,054	178,136
高齢者人口	61,399	61,752	61,879	61,958	62,037	62,246	62,314	62,122
前期高齢者(65～74歳)	29,062	29,517	30,054	29,209	27,946	26,808	25,847	25,011
前年比較増減	29,062	455	537	△ 845	△ 1,263	△ 1,138	△ 961	△ 836
後期高齢者(75歳以上)	32,337	32,235	31,825	32,749	34,091	35,438	36,467	37,111
前年比較増減	32,337	△ 102	△ 410	924	1,342	1,347	1,029	644

※令和元年～令和4年は外国人住民を含む住民基本台帳の数値（各年10月1日現在）

※令和5年以降は、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口の計算方法に準じて推計

(2) ひとり暮らし高齢者数の推移

- 過去5年間を比較してみると、ひとり暮らし高齢者数は、年々増加傾向にあり、核家族化や少子高齢化などの事象も影響し、今後もこの傾向は続くものと予想されます。

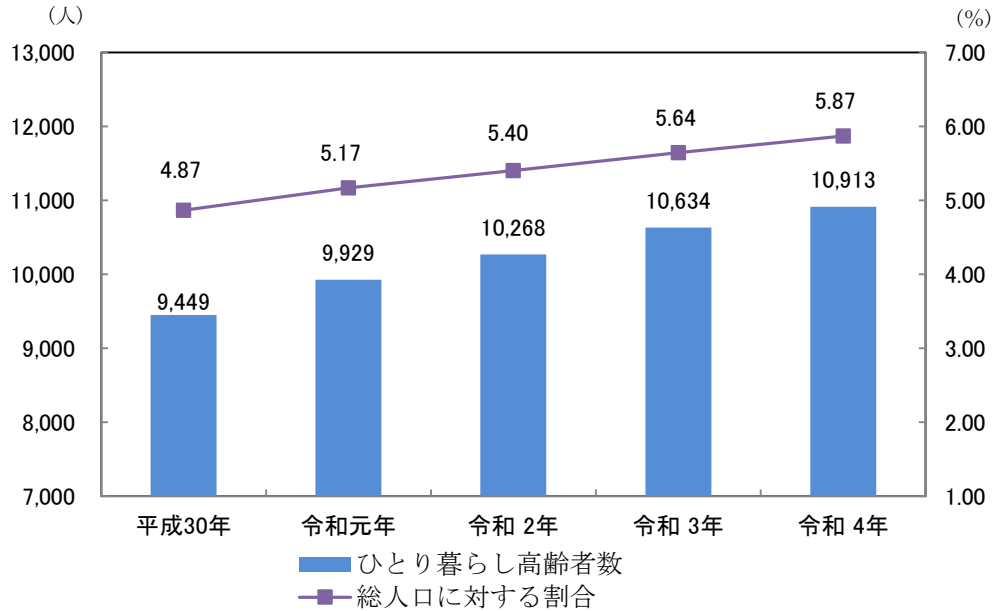


区分	ひとり暮らし 高齢者数 (人)	総人口 (人)	総人口に 対する割合 (%)
平成 26 年	7,926	200,785	3.95
平成 27 年	8,247	199,079	4.14
平成 28 年	8,618	197,380	4.37
平成 29 年	9,068	195,880	4.63
平成 30 年	9,449	194,132	4.87

※各年 4 月 1 日現在

(2) ひとり暮らし高齢者数の推移

- 過去5年間を比較してみると、ひとり暮らし高齢者数は、年々増加傾向にあり、核家族化や少子高齢化などの事象も影響し、今後もこの傾向は続くものと予想されます。

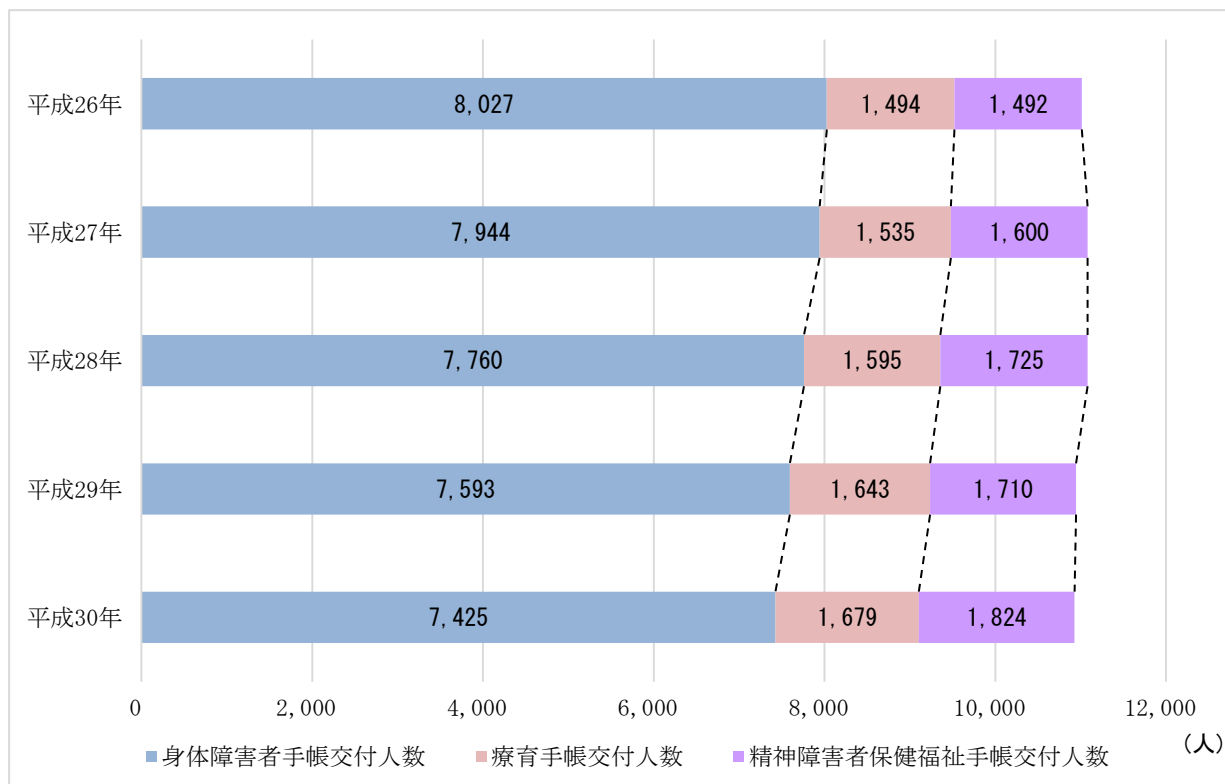


区分	ひとり暮らし 高齢者数 (人)	総人口 (人)	総人口に 対する割合 (%)
平成 30 年	9,449	194,132	4.87
令和 元年	9,929	192,068	5.17
令和 2 年	10,268	190,042	5.40
令和 3 年	10,634	188,382	5.64
令和 4 年	10,913	185,892	5.87

※各年 4 月 1 日現在

4 障害のある人の状況

- 過去5年間を比較してみると、当市の障害者手帳の所持者は、全体で見た場合、大きな変動はありませんが、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加傾向にあります。



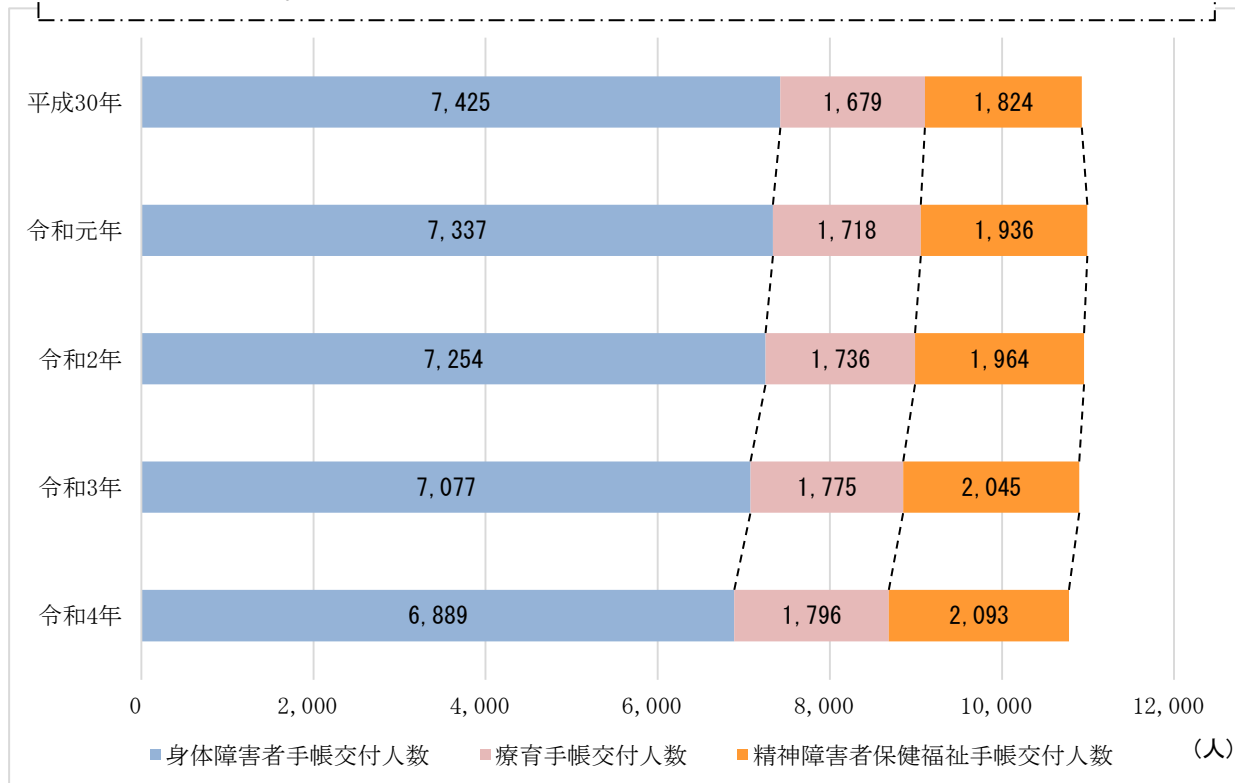
(単位：人)

区分	身体障害者手帳交付人数	療育手帳交付人数	精神障害者保健福祉手帳交付人数	合計
平成26年	8,027	1,494	1,492	11,013
平成27年	7,944	1,535	1,600	11,079
平成28年	7,760	1,595	1,725	11,080
平成29年	7,593	1,643	1,710	10,946
平成30年	7,425	1,679	1,824	10,928

※各年4月1日現在

4 障害のある人の状況

- 過去5年間を比較してみると、当市の障害者手帳の所持者は、全体で見た場合、緩やかに減少しています。個別に見た場合、身体障害者手帳の所持者が減少傾向にあり、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加傾向にあります。



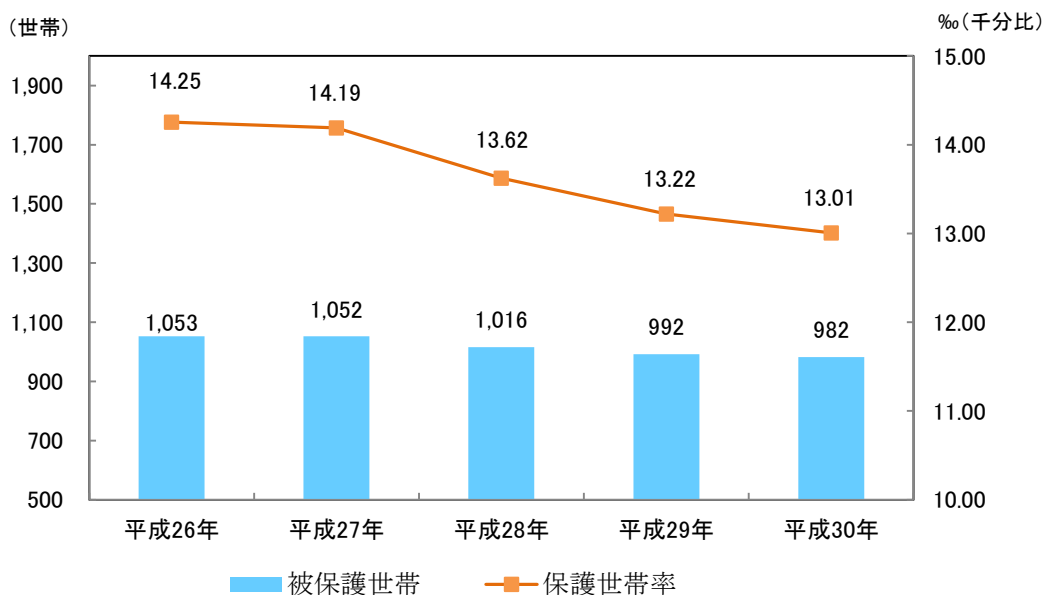
(単位：人)

区分	身体障害者手帳交付人数	療育手帳交付人数	精神障害者保健福祉手帳交付人数	合計
平成30年	7,425	1,679	1,824	10,928
令和元年	7,337	1,718	1,936	10,991
令和2年	7,254	1,736	1,964	10,954
令和3年	7,077	1,775	2,045	10,897
令和4年	6,889	1,796	2,093	10,778

※各年4月1日現在

5 生活保護の状況

- 過去5年間を比較してみると、当市の被保護世帯数及び被保護人員ともに、減少傾向にあります。
- また、保護世帯率は、被保護世帯数の減少及び総世帯数の増加に伴い、減少しています。



区分	被保護世帯		被保護人員		総世帯数 (世帯)	総人口 (人)
	世帯数	世帯保護率 (%)	人員	保護率 (%)		
平成26年	1,053	14.25	1,394	6.96	73,871	200,377
平成27年	1,052	14.19	1,360	6.85	74,144	198,669
平成28年	1,016	13.62	1,294	6.56	74,584	197,157
平成29年	992	13.22	1,266	6.48	75,048	195,459
平成30年	982	13.01	1,248	6.43	75,498	194,051

※数値は各年9月の実績数値。%は千分比

※総世帯数と総人口

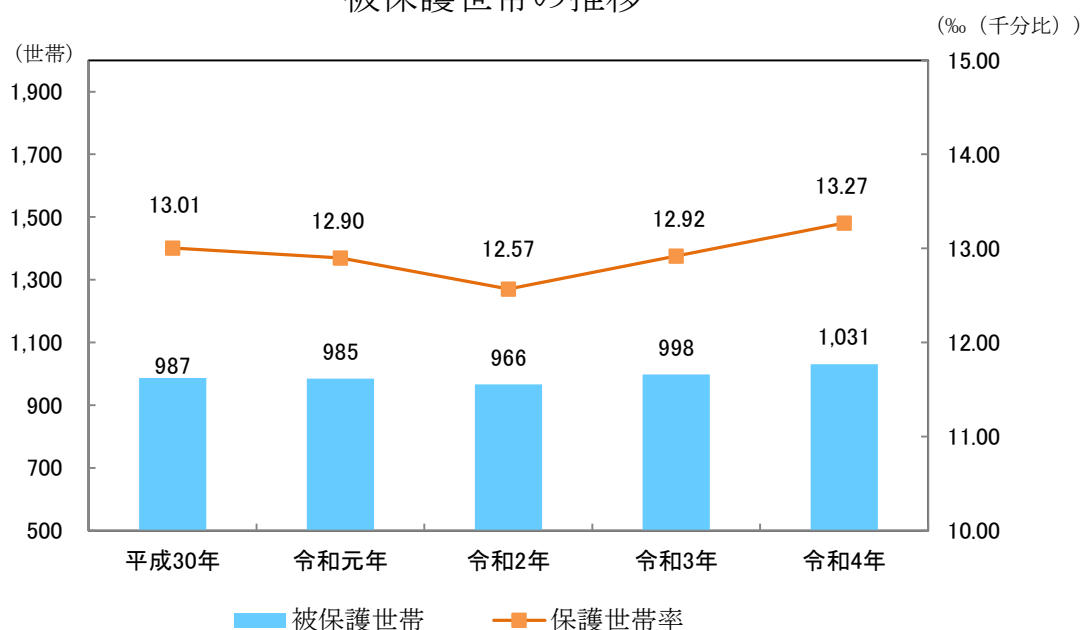
平成27年～平成29年は外国人住民を含む住民基本台帳の数値（各年10月1日現在）

平成30年は、人口については、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口の計算方法に準じて推計。世帯数については、平成27年～平成29年の増加率を前年度の数値に乗じて推計（四捨五入）

5 生活保護の状況

- 過去5年間を比較してみると、当市の被保護世帯数及び被保護人員は令和2年に微減したものの、その後は増加傾向にあります。
- また、保護世帯率は、当市の総世帯数が増加しているものの、上昇しています。

被保護世帯の推移



区分	被保護世帯		被保護人員		総世帯数 (世帯)	総人口 (人)
	世帯数	保護世帯率 (%)	人員	保護率 (%)		
平成30年	987	13.01	1,262	6.52	75,893	193,517
令和元年	985	12.90	1,282	6.69	76,363	191,563
令和2年	966	12.57	1,246	6.57	76,856	189,572
令和3年	998	12.92	1,285	6.85	77,245	187,478
令和4年	1,031	13.27	1,273	6.87	77,703	185,357

※数値は各年9月の実績数値。‰は千分比

※総世帯数と総人口は外国人住民を含む住民基本台帳の数値 (各年10月1日現在)

6 相談機関における対応事例

相談機関における相談対応を通じ、人口減少と少子高齢化の進行、家族の在り方の変化などに伴い、複雑で多様な生活課題を抱える世帯の顕在化が認められます。

中には、地域での見守り活動から適切な支援につながった事例もあり、今後も地域の皆さんと連携していくことが重要と考えます。

事例	世帯構成・主な生活課題	地域での支援者	主な支援の内容
1	<ul style="list-style-type: none"> 単身の低所得世帯 年金収入はあるものの適切な管理ができず、度々ライフラインが停止 日頃の金銭管理の支援が必要なケース 	<ul style="list-style-type: none"> ふれあいランチ配達員 近隣住民 地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ふれあいランチ配達員による日頃の見守りのほか、市が地域包括支援センターと連携を図りながら、金銭管理のアドバイスを行っている。
2	<ul style="list-style-type: none"> 曾祖母、祖父、父、子の4人世帯 介護や医療、登校渋りなどの課題があり、家庭内は常に不安定でトラブルが続いていたケース 	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター 病院 小学校 町内会長 	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターなどが見守りを続けながら、根気強く外部支援の利用を促し続けた結果、曾祖母の介護サービス利用など、適切な支援につながった。
3	<ul style="list-style-type: none"> 母子世帯 子に対しての暴言などの心理的虐待あり 母の疾病に起因して不安定な生活が続いていたケース 	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員 保育園 病院 	<ul style="list-style-type: none"> 日頃から母を気にかけていた民生委員・児童委員が母の相談を親身になって聴き取り、その後、市へつなぎ、関係機関と連絡調整を行った結果、母の必要な医療受診と福祉サービス（家事支援）の利用につながった。
4	<ul style="list-style-type: none"> 単身世帯 脳疾患により障害が残り、就労不可の状態に陥る。 障害者年金受給までの間、最低生活を維持できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ケアマネジャー 	<ul style="list-style-type: none"> ケアマネジャーがコーディネートし、本人の状況に沿った介護サービスを提供。 本人の最低生活の維持を心配したケアマネジャーが福祉課に相談し、生活保護の申請に至る。
5	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者夫婦と子2人(60代と50代)の4人世帯 子2人は自動車運転免許がなく、未就労の期間が長い状態が続いている。 父の入院をきっかけに家計を維持できなくなったケース 	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> 入院先の相談員が本人の承諾を得て、地域包括支援センターに連絡。 地域包括支援センターの介入により、生活保護の申請に至った。生活保護を通じ、夫婦の医療の継続などを行うとともに、未就労の期間が長い子に対しては、就労に向けた支援を行っている。

6 相談機関における対応事例

相談機関における相談対応を通じ、人口減少と少子高齢化の進行、家族の在り方の変化などに伴い、複雑で多様な生活課題を抱える世帯の顕在化が認められます。

中には、地域での見守り活動から適切な支援につながった事例もあり、今後も地域の皆さんと連携していくことが重要と考えます。

事例	世帯構成・主な生活課題	地域での支援者	主な支援の内容
1	・	・	・
2	・	・	・
3	・	・	・
4	・	・	・
5	・	・	・